

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年1月30日

支出負担行為担当官

東京管区気象台長 多田 英夫

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している JMA-10 型地上気象観測装置（以下、「本装置」という。）の隔測変換部の製作、移設及び取付調整等を実施するものであるが、以下の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な本装置の構造及び動作の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 銚子地方気象台

JMA-10 型地上気象観測装置隔測変換部等製作及び取付調整等

(2) 業務内容 本装置隔測変換部の製作、移設及び取付調整作業等

(3) 履行期限 令和6年3月22日

3 業務目的

本装置隔測変換部の製作、移設及び取付調整作業等を実施し、本装置の観測精度の維持を図ることにより、地上気象観測を円滑に遂行することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「関東・甲信越」又は「東海・北陸」地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ 東京管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本装置は、降水量、風向・風速、気温、日照・日射、積雪、気圧、湿度、視程の観測機器の出力を基に、気象観測情報（各観測要素に関する観測データ）を作成し、各種定型のデータ形式に変換後、複数の通信形式で気象観測情報を出力するための装置である。

気象観測情報が予報や注警報等の発表にも利用される重要な機器であることを理解し、観測業務に極力支障を与えずに本業務を実施する技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本装置の性能・機能仕様を理解し、本業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような作業を実施できる機動的な設備を有すること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

本業務に関連する企業や団体と資本・人事面等において関連がなく、中立性・公平性が確保できる者であること。

(5) 守秘性に関する要件

ア 当台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

イ 当台の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(7) 業務実績に関する要件

地上気象観測装置の製造実績及び移設・取付調整作業の実績を有すること。

(8) その他必要と認める要件

本業務に必要な機器の構造等の詳細情報に関する資料を使用する権利を有する又は許可を得られること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒204-8501

東京都清瀬市中清戸3-235

東京管区気象台総務部会計課第二契約係

電話 042-497-7189

Mail tokyokanku_kaikeika@met.kishou.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所

令和5年1月30日（月）から令和5年2月20日（月）まで （1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年2月21日（火） 17時00分 （1）に同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5（1）に同じ
- (3) 一般競争方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「関東・甲信越」又は「東海・北陸」地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。